

徳島県告示第八十五号の二

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十年徳島県規則第四十二号）第一項の規定により、次のとおり家畜等の移動を制限するので、同規則第二項の規定により告示する。

令和六年二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 対象となる家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

二 制限の対象とする区域

三好市及び三好郡東みよし町（それぞれ次の図に示す部分に限る。）

三 制限の内容

一に定める家畜等の二に定める区域内から当該区域外への移動

四 制限の期間

令和六年二月六日から当分の間

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部畜産振興課及び徳島県家畜保健衛生所に備え置いて縦覧に供する。）